



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	江戸期のいろは仮名
Author(s)	岡田, 一祐
Citation	国語国文研究, 142, 33-43
Issue Date	2013-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54960
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_142_okada.pdf



北海道大学国語国文学会 国語国文研究 第一四二号抜刷 平成二十五年二月

江戸期のいろは仮名

岡田一祐

江戸期のいろは仮名

岡 田 一 祐

一、はじめに

平仮名書きいろは歌手本の字体は、江戸期において固定的であつて、「いろは仮名」と呼ばれ行われていた。^(一)管見のかぎり、いろは仮名が固定的であり、標準を有するという観察を越えて、どのような標準が形成されていたかについては、十分にあきらかでない。すなわち、これまで、手本資料のなかの標準がなんであつて、それに随うものがいかなるものであつたか把握されてこなかったのである。本稿では、いろは仮名の外延を示すために、往来物所載のものの検証を行い、その集合の成員を限ろうとする。具体的には、平仮名書きいろは歌が一所に示される様態における字体集合の固定性とその様態の検討、そのほかの仮名尽し手本における字体の固定性との比較を論拠とする。

いろは仮名を先行研究にしたがい定義すれば、平仮名書きいろは

歌手本の書写に特徴的に用いられる字体の集合のことをいう。矢田（一九九五）が明確にしたように、平仮名書きいろは歌手本は、独草の世界に発した放ち書きのための手本である。現存で知られるものとも古い手本は、「そ」を「所」を字母とする仮名に書く点で相違があるものの、伝世尊寺経朝筆の十三世紀の書写と推定されるものである。中世末期までに図一に示した字体にほぼ固定され、江戸期には寺子屋から貴顕への教育までひろく用いられるものとなつていった。その特徴は、鎌倉期の実用的な書記場面でおこなわれた字体を基礎とする点にある。

小学校令施行規則第一号表において規定された字体と比較し、いろは仮名は「そ・お・え」ではなく「曾・於・江」に一定することが指摘されてきたが、いくばくかのゆれがあることも報告されてきた。春日（一九四一）に明治期の教科書について、資料によつて「そ・お・え」になつていとされたほか、高木（二〇一〇）に江戸期の平仮名書きいろは歌手本についても、すくなくらず字体にゆれがあ

図一 平仮名書きいろは歌手本（『知古往来』往来物大系巻二一所収による）

いろはにほへと
ちりぬるをわか
よたれうつねな
らむうのにく
やまけふこいて
あさきゆめみし
ふひもせす京
百千可億
一二三四五六七
八九十

るとされる。江戸期における具体的な字体のゆれについては、矢田（一九九五、二八三、注六）、および、高木（二〇一〇、五五―五七）に報告されている。

いろは歌手本の字体が完全に共通しないことは、すぐさまいろは仮名に標準がないことに帰結しない。字体集合に標準があるとは、異例のない確実な文献群が存し、その字体を範として他文献が倣うことである（必要があれば範としないこともあり得る）。ゆえに、手本の字体のゆれがいろは仮名の標準を揺るがすものなのかは、そのゆれが信の置ける文献のいかほどに現れるかに依る。しかしながら、江戸期の平仮名書きいろは歌手本のゆれをめぐるふたつの報告で、矢田（一九九五）のものはその調査範囲がきらかでなく、高木（二〇一〇）のものは異例のありようの検討がない。そのため、ある資料がほかの資料と異なることは分つても、標準のゆれかまでは決せない。石塚ほか（二〇一一）は、標準的な漢文文献と私的な漢文文献との比較から、標準的な文献においては、複数の字体が混在しないよう意を用いていることを異体率（複数字体の存する字種の頻度について、少数字体の占る割合）を指標としてあきらかにした。かように、異体が多いものは標準を考えるうえでは除外されねばならない。

そこで、本稿はまず江戸期についていろは仮名の標準性を検討したい。江戸期、いろは歌を手習いの手本の端緒としたことはよく知られるところであつて、いろは仮名の標準性もその手本、すなわち往来物に見られるものの重要性が高い。それゆえ、まず、往来物に掲載された平仮名書きいろは歌の使用字体を検討し、いろは仮名の

集合に属する字体を確かめる。ついで、いろは仮名以外の仮名尽し手本においてはこのような標準性を見いだし得ないことを『君臣歌』という仮名尽しを例に示す。

仮名字体の記法については、附節に示す。字体・字形という用語について、本稿においては、「字形」を *etic* な、「字体」を *emic* なものとして使い分ける(矢田、二〇一二、九)こととする。すなわち、字形とは目に映る字のかたちのことであり、字体とは、その字形をどの字と認識するいちいちの字に関する知識のことである。

二、先行研究

いろは仮名の標準性について、明治以降に述べたものとも古いものは、管見のかぎり、日下部(一九三二、四二九)である。「いろは歌や五十音図が世に出たので、仮名字の形体におよその標準ができてはじめて」と述べるのがそれだが、くわしくその字体を検討はしていない。同様のものに山田(一九三七)があつて、現代の仮名の原点となったという。春日(一九四一)では、「現代の仮名」という節に明治期の仮名の遷ろいを説き、教科書のいろは歌に用いられた仮名が揺れるという認識を示している(この点、日下部、一九三二によく似ている。なお、これが受け入れがたい認識であることは別稿に説きたい)。のちに、春日(一九五一、二五一)に、『和字正濫鈔』巻一「いろは字体」のいろは仮名のことを「標準字体」と呼び、そこに「曾」・「於」・「江」を用いたのは「時代の標準字体によつたもの」としたものが、いろは仮名の字体集合的性質を論じたもつと

も古いものと見られる。そののち、いろは仮名に言及したものには浜田(一九七九)、宇野(一九九三)、矢田(一九九五)、山内(二〇一二)、高木(二〇一〇)がある。

いろは仮名が一貫することにつき、矢田(一九九五、二七〇)は、これほどの統一は偶然ではあり得ないということ、明らかにその字体・字形に対して意識的だったうえでのことであるということである。そして、字体・字形に関心が向くということとはとりもおさず、平仮名書きいろは歌は、「書かれる」こと自体にその意義があつたことを示している

と述べる。山内(二〇〇二)は、矢田(一九九五)と異つた観点からいろは仮名の標準化および衰退について検討している。ここで標準化のほうを見ると、まず第一に江戸期のいろは研究書に見える「空海真筆いろは」に注目、その権威によつて標準化したものとし、ついで第二に、宇野(一九九三)を参考に、五十音図に用いられてきた字体がいろは仮名から自由であつたことを指摘している。第一点には問題がある。中世からいろは歌は空海の作とされてきたものの、伝説はさておき、中世の平仮名書きいろは手本に空海の名を冠するものは知られず、江戸期まで待たねばならない。のちの手本にも空海真筆と伝えるものは少なく、それゆえ、「真筆」が字体を標準化させたとは認めがたく、むしろ、すでに存した手本の権威を高からしめたと思われるのが妥当であろう。第二点の、五十音図にいろは仮名の限定性が及ばないことを宇野(一九九三)よりも数多くの資料をもつ

て実証した点は見逃せない成果である。

いろは仮名は小異を示すものも少なくない(矢田、一九九五、二八三、注六)。それに注目したものとして高木(二〇一〇、第四章)がある。高木(二〇一〇)では、仮名の字体を規定することは困難だとし、同種とされる字形のふれはばをグラデーシオン、異種とされるものをバリエーションと規定している。そのうえで、江戸から明治期の往来物・節用集に見えるいろは仮名の実例を比較検討し、わずかな字形のゆれが認められる一方、「い」や「り」の位置には「へい」・「へり」しか現れず、「へい」・「へり」のような草仮名的字形は認められないことから、前者はグラデーシオンゆえにゆれが許容され、後者はバリエーションの相違ゆえに認められないと見る。最終的に、いろは仮名のゆれとは「連続的に字形が変化する平仮名が内包する、グラデーシオンの差異である(五九)」とする。この見解は、本稿の主張と相反するものであるから、くわしく検討しておく。従来の字形の類型を字体と考える見方では、類型化の際に客観的な基準が設けたいとしてグラデーシオンとバリエーションの区別が導入されたものであるが、ある形状の差異がグラデーシオンの範囲にあるものか、バリエーションとして異なるのか、その基準を高木は明確に示していない。このようなあいまいな分類によって、歴史的文献に現れたおなじ音を表す字形の多様性が同種なのか判断できるかといえ、それは不可能というべく、まずは愚直に形状の異りを説明することから字体を規定してゆかねばならないはずである。つぎに、いろは仮名のゆれについては、のちにくわしく見るが、文献の性質を考慮しないでの考察であり、従えるものかどうかは再検討を

要する。

三、いろは歌手本の仮名

いろは仮名は、ふるくから「江・於・曾」の三字が現行の字体と異なることが注目されてきた。このほかに、宇野(一九九三)で字体意識が注意され、矢田(一九九六)が使い分けをあきらかにした「と」と「止」の相違も、いろは仮名を調べると「止」しか見られないことが分り、探索の範囲をこの三字体から広げる必要がある(高木、二〇一〇、一二)。

いろは仮名のゆれは、すでに矢田(一九九五)や高木(二〇一〇)に調査結果が提出されているものの、標準性のいかんという観点から考察するために調査範囲を拡げ独立に調査した。なお、矢田(一九九五、二八三、注六)は、「か」(「か」・「加」)、「も」(「も」・「毛」)、「く」(「く」・「久」)、「し」(「し」・「之」)のゆれを、高木(二〇一〇、五四一五七)は、「く」(「く」・「く」)、「よ」(「よ」・「よ」)、「る」(「留」・「る」)、「を」(「を」・「遠」)、「か」(「加」・「か」)、「か」(「か」・「毛」)、「し」(「之」・「し」)、「之」(「之」・「之」)、「ゑ」(「恵」・「恵」)内のゆれを報告している。

ここでは、『往来物大系』のいろは歌のうち、いろは歌が独立している箇所について、音類仮名(おなじ音を表す仮名)ごとに所用字体を表一に示した(石川謙の写したとされるものは原態を保っているか不明であるため省いた)。ここでは、「いろは歌」をすべて仮名で書くという意識があるものについて限定し、それ以外(たとえば

卷十三所収「七ツいろは并絵抄」巻頭のいろは歌のうち、漢字を交じえて書いたものなどは採らなかつた。一書に複数いろはの見えるばあいもある。そのような三十七点の往来物から、四十五のいろはを集計した。印刷不鮮明のために判別できなかった字は除外したため、総計が四十五に満たない音類仮名もある^{四〇}。

表一では、四十五の音類仮名に七十六の字体が認められたが、二字体以上認められた音類仮名はほとんどが一字体に例が集中する。十例に満たない字体は二十六種あるが、このような字体を二例以上ふくむ資料は九点であつて偏る。事実、十例に満たない字体のうち二十一の字体がこれらの資料にのみ見られる。のこりの五字体もこれらの資料に集中し、これらの資料を標準を示さない資料として除くとすべて三例を下回る。

このように調整をしたのち、ゆれが認められた字体は、「く・し・ま・も」の四種で、すべて字母をおなじくし、書きぶりを異にするものである。そのなかで頻度が顔顔しているものは「し」(鉤型のへし)二十例(そのうち、ゆれのある九文献に三例。以下同様)、直線型のへし十八例(八例)、点鉤型のへし五例(四例)・「ま」(一劃目が三劃目とまじわるへま)十七例(七例)、それらがまじわらないへま二十例(八例)、行体のへま十一例(一例)・「も」(へも)二十二例(六例)、横棒が一本のへ毛十九例(七例)、行体のへ毛b(一例)である。顔顔しているとまでは認められないものの、あるていどゆれがあると見做されるものに「く」(へく)型三十一例(八例)、「く」型十三例(七例)がある。これらの字体とくに時代的特徴は見られなかつた。以上のゆれはあるものの、じつに

表一 いろはは仮名のゆれ

いろは	あ	い	う	え	お	か	き	く	こ
字体	あ	い	う	え	お	か	き	く	こ
計	43	1	45	42	1	39	38	31	45
いろは	さ	し	す	せ	そ	た	ち	つ	と
字体	さ	し	す	せ	そ	た	ち	つ	と
計	43	18	5	44	42	43	44	44	44
いろは	な	に	ぬ	ね	ひ	ふ	ほ	み	め
字体	な	に	ぬ	ね	ひ	ふ	ほ	み	め
計	39	3	44	44	43	45	45	43	44
いろは	や	ゆ	よ	ら	り	る	ろ	わ	を
字体	や	ゆ	よ	ら	り	る	ろ	わ	を
計	44	42	45	44	43	43	44	45	43

四十三種は書きぶりが一定しているわけである。

いろはは仮名に随わない文献とはどのようなものであつたろうか。まず、資料名を挙げる。「いろは」(13-1)。所用の非いろは仮名は「所」一例、「恵c」一例。以下同、「武徳いろは往来」(13-10)、「へ」(幾)二、「得」(得b)各二、「七ツいろは并絵抄」(13-10)、「へ」(幾)三、「多」一、「十体伊呂波」(13-12)、「加」(可)一、「留」(遠)各一、「英学捷徑七ツいろは」(13-13)、「え」(之b)一、「由」(里)一、「各

一)、「和英通韻伊呂波便覧」(4-1)、「加」〈多〉〈良〉〈呂〉〈多〉各一)、「国尽篇尽大全并隅田川往来」(16-2)「幾」〈遠〉各一)、「三流消息」(36-6)「奈」〈惠b〉各三)、「加」二)、「安」〈知〉〈天〉〈末〉〈毛b〉各一)、「松嶋往来」(58-16)「幾」〈多〉各一)。「13」は鎌倉期のものであってまだいろは仮名として固定化していなかったと見られることが原因に考えられる(矢田、一九九五)。そのほかの資料には御家流でなく(13-13, 14-1, 26-6)、江戸後期ないし明治期のものもある(13-3, 13-10, 13-12, 13-13, 14-1, 16-2)などの共通の特徴があることに注意される。これにより、いろは仮名の標準は御家流とともにあったことが窺われる。

矢田(一九九五)と高木(二〇一〇)との相違について、前者には検討過程の報告がなく、結論の異なる理由は分らないが、後者については、孤例や特異な文献に見られる字体の除去を行っていないのが原因で、事実認定としておきくずれがあるわけではない。

高木(二〇一〇)は、いろは仮名にゆれがあるものをグラデーションとし、ないものはグラデーションでないとしたが、これまでに高木の示したゆれの多くをいろは仮名から排除することになったことは、この論法の限界を示すものと言えよう。いまいろは仮名でないとした字体のうち、たとえば、「き」と「幾」の差異は一見小さな形状の差であるように思われるけれども、「幾」はいろは仮名の範囲にない。このほか、「わ」の逸脱例として報告された「和」も(高木、二〇一〇、五〇)、本調査にその例は見いだされなかったほか、高木の調査や往来物の手本に類例を見ないことから見ても、許容されていないといえる。これらの例は、グラデーションというものが「連

続的に字形が変化しうる平仮名が内包する(高木、二〇一〇、五八)」ものであるとしても、いろは仮名はそのような自然な変化よりかなりせまい範囲でしか変化しないことを示している。いろは仮名のゆれは、多くのゆれのない例と同時に扱うのではなく、あくまで例外として複数字体が許容されていたものとすべきである。

結論すれば、いろは仮名とは、平仮名書きいろは歌手本に特徴的に現れ、かつ、何字かについて、ごくちかい字形を持った字体の交替を許容する仮名字体集合である。いろは歌は、小学校令施行規則第一号表のごとき公的な標準があるわけではなく、厳密を期すにも対校をし得ない。それにもかかわらず、このように標準にしたがうもの・したがわぬものに二分されることは、手本を模範として忠実に受け継いでいったものであることの証左である。

四、君臣歌の字体

このような字体の固定性がいろは歌以外の仮名尽しについても見られるか検討してみたい。五十音図については宇野(一九九三)および山内(二〇〇二)に譲り、ここでは『君臣歌』を例とする。

『君臣歌』は、儒者にして書家の細井広沢(二六五八—一七三五)が、いろはの神儒の道にあわないのを厭って作つたいろはに代る仮名尽しの歌で、「きみまくら おやこいもせに えとむれぬ ゐほりたうへて すゑしける あめつちさかゆ よをわひそ ふねのろなは」というものである。放ち書きの手本と連綿の手本を含んだもので、教材に用いられることを意識したものである(つぎに述べる国

会本には放ち書き手本ののみ。

『君臣歌』の字体選択には、当時のいろは歌研究のながれがおおきく係っている。細井自身研究書をものすだけでなく、天明元年本『君臣歌』には、仮名のわきにその字母を添えている。その字母説は岡田真澄『仮字考』（二八二年）に引用されている。〈江〉を採用しないこと以外は、（細井の考える）いろは仮名の字母とおなじものが採られており、研究成果のあらわれとも言える。かくいろは仮名に倣ったものであるならば、いろは仮名のような字体標準を示すものとなっているか、すなわち、「君臣歌仮名」というべきものがあるのかは興味のあるところである。

『往來物大系』巻十三には『日本古文君臣歌』（宝暦十一年刊、謙堂文庫本）および『広沢先生君臣歌』（寛政六年刊、小泉吉永氏本）の二種が収載されており、そのほかに閲覧が容易なものとしては、東京学芸大学附属図書館蔵本（天明元年刊）および国会図書館蔵本（巻菱潭筆、明治板）があつて、とくに東京学芸大本は、小泉氏本に先立つ版とされ、その検討は重要である。ここではこの四者の字体比較を行った。

その結果が表二である。そのほとんどがいろは仮名と一致する。十四のものについて、字母に違いはないけれども、字体差が存する。四資料のうち、国会本は〈未b〉をのぞいていろは仮名が用いられるため、検討対象から除外すると、「え・お」が〈へえ〉・〈へお〉の一字体となつて、結果として十二種にゆれが見られた。「君臣歌仮名」というものがあつても、いろは仮名よりも標準性に劣るものである。

所用の字体を検討すると、非いろは仮名字体には、〈奈b〉・〈保〉・

表二 君臣歌の字体

	し	さ	こ	け	く	き	か	お	え	う	い	あ	種類					
	し	さ	こ	け	久	く	き	か	於	江	え	う	い	あ	字体			
	7	7	7	7	5	2	7	7	1	6	1	6	7	7	計			
	の	ね	ぬ	に	な	と	て	つ	ち	た	そ	せ	す	種類				
	の	ね	ぬ	に	奈 b	止	て	つ	知	ち	た	曾	せ	す	字体			
	7	7	7	7	3	4	7	7	7	4	3	7	7	7	計			
	も	め	む	み		ま	ほ	へ	ふ	ひ	は	種類						
	も	め	む	美	み	末 b	保	ほ	部	へ	不	ふ	ひ	は	字体			
	7	7	7	5	2	3	4	2	5	5	2	3	4	7	計			
	を	ゑ	ゐ	わ	ろ	れる	り	ら	よ	ゆ	や	種類						
	を	恵 c	恵 b	ゑ	ゐ	わ	呂	ろ	れる	利	り	ら	よ	由 b	ゆ	や	字体	
	7	1	1	5	7	7	2	5	7	7	4	3	7	7	1	6	7	計

〈未b〉のようないろは仮名に対して漢字にちかい崩しの字体が含まれている。これらは平安古筆などに装飾的に加えられた草書体的字体を模したのと思しく、当時の実用例に徴するのは困難が伴う。

字体のゆれ方を見てみよう。放ち書きの箇所と連綿の箇所とで、字体を変えらるということはほとんどなく、字体のゆれはほとんどが資料の差に起因する。一資料で揺れるばあいも、連綿に複雑なかたちを取るなどの規則性はなく、たんに不統一なものと思われる。小泉氏本は、黒地に白文字を用いて東京学芸大本と体裁を類似させており、東京学芸大本をもとに改編を加えたものと見られるが、その

字体についても改編のあとがあり、字母の一致以上の字体の一致に意を用いたものでないことが明瞭である。

伴直方『以呂波考』（『国語学大系』巻七所収）にも、宣長の「あめふれば」という仮名尽しなどともに、『君臣歌』は引用される。そこでは、表二に見た字体やその字母と関係のない字体が大半を占める。こちらも草仮名が多いが、字母にこだわらず古筆にありふれた字体が用いられており、管見のかぎり、同様の字体を用いる『君臣歌』はほかに例がない。あるいは、伴が字体を自由に用いたものか。いずれにせよ、『以呂波考』にその主題とするいろは仮名と異り、『君臣歌仮名』というものを伴は認めていなかったと思しい。このことは、国会本の字体使用とあわせ考えるに、『君臣歌』はその仮名に標準のある手本としてではなく、ただの仮名尽しとして見られていたということを示唆する。これは、いろは仮名の伝統がきわめてひろく鞏固に受け入れられていたことと対照的である。

五、おわりに

ここまで、平仮名書きいろは歌手本に用いられる字体が、いろは仮名と称するに足る固定性を持つ字体集合であることを述べてきた。かかる固定性は、いろは歌手本の持つ標準性ゆえと見ることができ、標準を示す意図のない文献では字体の固定性は保たれない。このようなたかひ標準性はいろは歌手本のほかには見いだされず、標準としてのいろは仮名の存在が唯一無二であった証左となる。

いろは仮名が、現行の仮名字体の起源となったことはつとに指摘

されていることであるが（山田、一九三七）、いろは仮名と現行の仮名字体は同一ではなく、具体的にどのような関係にあるか、いろは仮名の定義が不十分であったがために十全にあきらかにされてこなかった。本稿は標準のないいろは仮名の様相をあきらかにすることで、その明確化の一助を成した。

本稿で検討した江戸期のもの以上に、明治期のいろはが揺れていることもまた、古くから指摘されているが（目下部、一九三二）、このゆれのあり方についても本稿のような視点から再検討する余地があるものと思う。また、いろは仮名の標準が文字生活全体にどのような役割を持つものなのかも問わねばなるまい。続稿を期したい。

注

（一）いつから行われるようになったのかは未確認である。契沖『和字正濫通妨抄』にはそのような語はないものの『以呂波の字、其外今もさま／＼用る仮名、皆万葉を出す』（巻一・四十三表、『契沖全集』巻十、岩波書店による）と言い、橘成員『倭字古今通例全書』に「定めかたかるべきをいろは字にしたかひ類門をたてゝもとむるにちか／＼らしむ」（巻一・十二表、勉誠社文庫本による）と言うのがはしりをなすものである。初出というわけではないが、山崎美成『文教温故』に「常の伊呂波仮名とともに弘法大師の造り給へるか（和字正濫抄）」ともいへどこれも又タ信じがたしおもふに其ノ始メは詳ならねどもと伊呂波仮名にならひて四十余字を一様に作り出たるもの

とはおもはれず」(巻下・七裏一八表、『異体字研究資料集成』

本巻一による)、伴信友『仮字本末』に「さて其空海のいろは仮字作れる証は」(巻上・六裏、勉誠社文庫本による)、「くさく」の草仮字に。彼いろは仮字の字体をも。とりくくにうるはしく書交へられたるおもむきを見るにも」(同十八表)など

江戸中期より用例が現れるようである。いろは仮名ないしいろは字体と言ったとき、ただちに平仮名を指したものであることは、諦念『以呂波問弁』に「問此いろはハ。大クツシニシテ。大唐ノ草書ニモ似ザル所アリ。コレイカナル事ゾヤ」(十三表、『国語学大系』本巻八による)というように、単にいろはと述べたばあい平仮名を指し、片仮名はいちいち片仮名と述べているところからも是認される。これは、いろは歌の作者、すなわち平仮名の作者が空海とされ、対する片仮名が吉備真備の作とされていたことによるのであろう。なお、矢田(二〇〇二、三八七—三八八)も参照のこと。

「よ与」では横棒の筆画がテンになるという草体的な変化によるバリエーションが存在する(高木、二〇一〇、五五)」。前者は「よ」であり、後者は「よ」である。本稿では書き順の差異としてもわずかであるので、区別として取り上げている。

(三) 「か加」字形には3タイプが認められた。「か加b」「か加c」は字形のバランスが連続的に異なったものと考えられる(高木、二〇一〇、五六)。「か加a」はへ加く、「か加b」はへかくであり、「か加c」はへかく」の二劃目を三劃目に向けて撥ねる

(四)

ものである。本稿では「よ」とおなじく区別しない。

具体的には以下の資料である(算用数字は所収巻一その巻で何点目の資料かを表す。たとえば、「1」は第一巻の最初の資料である)。一書に複数見られるばあいは明記する。「いろは」(鎌倉中期、13-1)、「尊朝法親王書」(元禄四、13-2)、「武徳いろは往来」(江戸後期、13-3、二点)、「尊円流大字板七ツいろは」(明暦三、13-6)「七ツいろは」(正徳三、13-7)、「寺子宝鑑字福伝」(享保五、13-8)、「千金七ツ以呂波」(江戸後期、13-9、二点)、「七ツいろは并絵抄」(江戸後期、13-10、四点)、「十体伊呂波」(江戸後期、13-12、二点)、「英字捷徑七ツいろは」(慶応三、13-13)、「和英通韻伊呂波便覧」(慶応四、14-1)、「大日本・仏蘭西・英吉利十字いろは早学」(明治初期、14-2)、「へんづくし・くにづくし」(天保三、16-1)、「国尽篇尽大全并隅田川往来」(江戸後期、16-2)、「増補改正小野篁歌字尽」(宝永七、1-1)、「小野篁歌字尽」(不詳、17-2)、「小野篁大増補大全歌字尽」(嘉永期、17-5)、「知古往来」(万治三、21-5)、「用文章綱目」(元禄五、23-1)、「三流消息」(元禄十一、26-6、三点)、「書札大成倭文通錦字箋」(宝暦七、27-4)、「教訓伊呂波歌」(不詳、36-5)、「子供早学問」(文化十三、36-6)、「日本国尽寺子教訓書・異見状」(江戸後期、40-4)、「寺子宝久種」(明和五、43-4)、「松嶋往来」(文化四、58-16)、「百性往来豊年蔵」(寛政九、63-4)、「田舎往来」(宝暦八、64-4)、「商売往来」(享保二十、67-14)、「新統商売往来」(文政五、69-4)、「頭書絵入四民往来永楽通宝」(寛政二、71-5)、「女筆往来」

(江戸前期、91-92)、「童女専用女寺子調法記」(文化3、94-95)、「合類絵抄宝玉百人一首」(享保六、95-96)、「靚粧宿直百人一首至宝袋」(延享三、95-96)、「錦葉百人一首女宝大全」(文化八、96-97)、「新童子往来万代宝鑑」(明和元、99-99)、「新撰大全同字往来百家通」(慶応四、100-9)。語彙科十七点、消息科四点、教訓科三点、地理科一点、産業科五点、女子用二点、百人一首三点、合本科二点。

参考文献

- 石塚晴通・池田証寿・高田智和・岡増裕剛・斎木正直「漢字字体規範データベース(HNG)の活用 漢字字体と文献の性格」『じゅもんこん二〇二一論文集』
- 内田宗一(一九九八)『修紫田舎源氏』の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察『待兼山論叢文学篇』三二一
- 宇野義方(一九九三)「現行の仮名字体をめぐって」『国語研究』明治書院
- 春日政治(一九四一/一九八二)「仮名の沿革」『春日政治著作集』第一冊、勉誠社
- 春日政治(一九五一/一九八四)「契沖の語学 仮名を中心として」『春日政治著作集』第四冊、勉誠社
- 日下部重太郎(一九三二)『現代国語精説』中文館書店
- 高木維(二〇一〇)「平仮名の淘汰・収斂の研究 手書き字における平仮名の多様性と活字の影響」北海道大学大学院博士論文

浜田啓介(一九七九/二〇一〇)「板行の仮名字体 その収斂的傾向について」『近世文学・伝達と様式に関する私見』京都大学學術出版会

矢田勉(一九九五/二〇二二)「平仮名書きいろは歌の成立と展開」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(一九九六/二〇二二)「異体仮名使い分けの衰退」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(二〇〇二/二〇二二)「平仮名表記資料としての書道伝書」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

矢田勉(二〇二二)「文字・表記史研究の術語」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

山内真紀(二〇〇二)「空海真筆いろは」標準性の終焉から現行平仮名字体の成立まで『語文研究』九四

山田孝雄(一九三七)『国語史 文字篇』刀江書院

附記

本稿は北海道大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一章をもととした発表「第三次小学校令以前の国語教科書における仮名字体の変遷」(二〇二二年度日本語学会春季大会、於千葉大学の発表内容の一部に加筆・訂正を加えたものである。修士論文や日本語学会での発表、草稿に対する諸先生のご指導に感謝申し上げます。

附 字体について

本稿で仮名字体に言及する際は以下のようにする。まず、おなじ音を表す仮名（以下音類仮名と呼ぶ）をまとめて指し示すばあい、その音に対応する現行の仮名を鍵括弧（「」）に括って示す。字体を指し示す際は、山形括弧（「 $\langle$ 」）に括って示す。現行の仮名字体と同一であればそれによってし、それ以外のものであれば字母によって代りとする。字母をおなじくする別字体は、二種類目以降をb、c、…と称す。字母を同じくする字形から字体に別つについては内田（一九九八）に従い、

- ①画数、折れ・曲がりの回数や角度などといった文字特徴の上で、それらを分類できる一貫した基準を見出すことができる。
- ②その基準によって分類した各群を比較した場合、各群の間に見られる形状的な差異が、連続的な様相としては捉えがたい。

の二点を基準とする。具体的な字体については以下の通り。安 $\parallel$ あ、江 $\parallel$ に、得 $\parallel$ ね、得b $\parallel$ ね、於 $\parallel$ お、可 $\parallel$ う、加 $\parallel$ か、幾 $\parallel$ ぎ、久 $\parallel$ と、古 $\parallel$ こ、之 $\parallel$ し、之b $\parallel$ し、曾 $\parallel$ ろ、所 $\parallel$ 所、多 $\parallel$ と、知 $\parallel$ あ、天 $\parallel$ て、止 $\parallel$ こ、奈 $\parallel$ な、奈b $\parallel$ な、不 $\parallel$ ふ、部 $\parallel$ へ、保 $\parallel$ ほ、末 $\parallel$ ま、末b $\parallel$ ま、美 $\parallel$ み、毛 $\parallel$ も、毛b $\parallel$ も、由 $\parallel$ ゆ、由b $\parallel$ ゆ、良 $\parallel$ り、里 $\parallel$ り、利 $\parallel$ り、留 $\parallel$ る、呂 $\parallel$ る、恵 $\parallel$ え、恵b $\parallel$ え、恵c $\parallel$ え、和 $\parallel$ わ、遠 $\parallel$ と